

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管課	港湾空港局港営部港営課
評価対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

1 指定概要

施設概要	名 称	北九州港港湾施設	施設類型	目的・機能
			IV	— ⑧
	所 在 地	北九州市門司区ほか		
	設置目的	港湾の利用促進と利用者の利便増進を図ること		
利用料金制		<input type="checkbox"/> 非利用料金制 ・ 一部利用料金制 ・ 完全利用料金制 <input type="checkbox"/> インセンティブ制 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ペナルティ制 有・ <input type="checkbox"/> 無		
指定管理者	名 称	北九州埠頭株式会社		
	所 在 地	北九州市門司区本町2番10号		
指定管理業務の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設の維持管理に関する業務 (建築物、電気設備、クレーン設備等の維持管理) ・ 港湾施設の運営に関する業務 (使用許可申請受付、施設の利用調整等) ・ 管理施設数 合計961施設 岸壁63バース、物揚場・船揚場69ヶ所、係船くい・栈橋15基 小型船係留施設12ヶ所、道路310路線、橋梁15ヶ所 軌道走行式荷役機械7基、計量機1基、荷さばき地140ヶ所 上屋36棟、くん蒸上屋1棟、旅客乗降用施設(可動橋)4ヶ所 野積場76ヶ所、貯木場3ヶ所、船舶給水施設32ヶ所 船舶保管施設1ヶ所、便所17ヶ所、緑地44ヶ所、休憩所3ヶ所 魚釣施設1ヶ所、港湾労働者休憩所5ヶ所 港湾管理事務所その他の港湾管理施設49ヶ所、倉庫敷42ヶ所 貯油施設敷1ヶ所、道路敷1ヶ所、緑地敷7ヶ所 港湾厚生施設敷3ヶ所、港湾管理施設敷3ヶ所 		
指定期間		令和5年4月1日～令和10年3月31日		

2 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価 レベル	得点
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み	35		28
(1) 施設の設置目的の達成 ① 計画に則って施設の管理運営（指定管理業務）が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか（目標を達成できたか）。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みがなされ、その効果があったか。 ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。 ④ 施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。	20	4	16
<p>[評価の理由、要因・原因分析]</p> <p>○ 指定管理業務の拡大について 令和5年度は、平成30年度（～令和4年度まで）から始まった北九州港港湾施設の指定管理業務の第2期（令和5～9年度）の初年度となる。この更新に併せて、指定管理業務はエリア及び業務内容の拡大を行っている。</p> <p>①エリアの拡大 門司地区（太刀浦地区、新門司地区、新浜・西海岸地区）に加えて、小倉地区と洞海地区が追加された。管理施設数は471施設から961施設へ増加。</p> <p>②業務内容の拡大 250万円未満の軽微な工事について、工事種別が電気・機械・管、消防設備を指定管理業務へ移行。その他、建築・水道・土木等は、これまで通り市が実施。</p> <p>○ 港湾施設の維持管理及び運営の状況について</p> <p>【太刀浦地区】 太刀浦コンテナターミナルのガントリークレーンのメンテナンスについては、船舶の入出港動向やそれに対応するクレーンの利用予定を確認しながら利用者への点検予定情報の提供を行うなど事前調整を実施し、点検によるクレーン停止期間の短縮に努めるなど、利用者の利便性の向上を図っている。</p> <p>令和5年度は、ガントリークレーンのブレーキ付きモーターが焼損する事故があった。その際、事故後直ちにメーカーへ交換部品を発注したが、受注生産品であるため約6ヶ月を要するとの回答だった。そこで、同社では、他港が保管していた部品を借受けるとともにメーカーの技術的な協力も得て、1ヶ月後にはガントリークレーンの仮復旧を実現し、本格的な部品交換までの間、施設を稼働停止することなく、利用者への影響を最小限に抑えた（6→1ヶ月）。これは同社の強みである技術力とネットワークを活用した成果であり、高い評価に値する。</p>			

また、台風接近時等の強風によるクレーン事故防止のため、市の定めた運用規程に基づき、クレーンの停止措置や逸走防止措置を行った。台風通過後の荷役作業の再開についても、本市と緊密に連絡を取り合いながら、コンテナターミナル使用者に対するタイムリーな情報提供を行い、早期の利用再開に貢献した。

【新門司地区】

フェリー関連事業者や物流事業者が多く立地する新門司地区については、フェリーへ車両が乗降する可動橋や臨港道路等の港湾施設を適切に管理し、フェリー事業者やフェリー利用者のサービス向上を図った。

特に、可動橋については、定期的な点検・補修などを適切に実施し、常時利用可能な状態を維持した。

【新浜・西海岸地区】

新浜・西海岸地区については、老朽化が進んだ上屋等港湾施設が多くあり、巡回時は外壁の剥落等の施設の不具合を注意するとともに、利用者からの上屋の雨漏りや電灯切れ等の連絡を受けた場合、速やかに対応している。

また、門司港レトロ地区内とも重なっており、港湾エリアと観光エリアが混在し、市民だけでなく観光客の来訪があるため、道路や緑地の巡回や除草・剪定など、他埠頭に比べ配慮した対応を行っている。

【小倉地区】

小倉地区については、日明を中心に上屋等港湾施設が多くあり、巡回時は外壁の剥落等の施設の不具合を注意するとともに、利用者からの上屋の雨漏りや電灯切れ等の連絡を受けた場合、速やかに対応している。

また、小倉中心部には砂津緑地、浅野臨海防災緑地等の港湾施設がある。これらの施設では、サッカースタジアムや展示場でのイベント時の駐車場等でも利用され、事業者との日程調整等、中心部の賑わいづくりに貢献している。

【洞海地区】

洞海地区は、戸畑から八幡・黒崎、若松から二島、響灘地区を含めた広い範囲を占めている。バラ貨物を取り扱う在来荷役が大半を占め、荷さばき地や野積場の損傷が多く、施設の不具合を注意するとともに、原因者の究明や復旧指示等にて対応している。

また、他地区と比較して市民利用が多い緑地（八幡東田緑地、若松南海岸緑地、響灘1～5号緑地等）があり、フェンスやインターロッキング舗装の不具合等の市民通報を受けた場合は、速やかに対応している。

○ 施設の定期点検・検査

指定管理業務仕様書に規定された施設毎の点検等業務については、その内容が電気・機械設備やトンネル設備、消防用設備等の多岐に亘ることから、独自に点

検計画書を作成し、計画的に実施した。点検に際して発見した不具合や経過観察が必要な内容については、速やかに本市に報告すると共に、対応可能な場合は部品交換、仮補修等を実施した。

なお、各種点検回数については、要求水準としている回数を上回った。

各種点検回数	【参考・更新前】	R5 年度
	R4 年度	
要求水準	1,246 回	1,277 回
実績	1,496 回	1,540 回

※ . . . 評価対象年度（以下、同じ）

○ 軽微な工事の実施状況

例年、約400件超ある軽微な工事のうち、令和5年度から指定管理者へ電気・機械等の工事が移管した。同社の実施件数は78件である。

同社は、工事案件の把握から調整、発注、工事、完了までの一連の業務を行うとともに、簡単な部品交換等は同社職員が行うことで復旧時間の短縮とコスト削減を図った（78件中10件）。

軽微な工事 実施額・件数	【参考・更新前】 R4 年度	R5 年度
実施額	247,619 千円	242,221 千円
市実施	247,619 千円	213,095 千円
埠頭実施	—	29,126 千円
件数	493 件	425 件
市実施	493 件	347 件
埠頭実施	—	78 件

←R5～ 電気・機械等が埠頭へ移管

○ 除草・清掃の実施状況

除草・清掃業務については、各地区において、定期的な作業だけでなく通行に支障がある樹木の剪定等、突発的な作業にも対応し、周辺環境の美化に努めた。

指定管理業務では、令和4年度の門司地区のみから、令和5年度は全地区へ広がり、北九州埠頭が除草・剪定を主として実施することになった。市・埠頭実施を合計した実施額は1.05倍、面積は1.56倍と増加した。

なお、令和5年度に北九州埠頭が実施した98件（契約）のうち、仕様書で指定されていない件数は73件である。これらは主に緊急対応として実施したもので、市や港湾施設の利用者、地域の要望に対応したものである。

除草・剪定 実施額・面積	【参考・更新前】	R5 年度
	R4 年度	
実施額	80,961 千円	85,047 千円
市実施	35,105 千円	4,607 千円
埠頭実施	45,856 千円	80,440 千円
面積（除草のみ）	375,001 m ²	586,426 m ²
市実施	236,504 m ²	30,713 m ²
埠頭実施	138,497 m ²	555,713 m ²

（参考）市実施 R4 年度＝小倉・洞海地区の緑地等（R5～埠頭実施）＋ソーラスフェンス周辺

R5 年度＝ソーラスフェンス周辺

埠頭実施 R4 年度＝門司地区の緑地等

R5 年度＝門司・小倉・洞海地区の緑地等

○ その他

ガントリークレーンの作業停止情報、コンテナ船の動静情報等、本市の船席指定に当たって正確な状況が把握できるよう情報提供を行った。

門司港レトロ地区は年間を通じて様々なイベントが行われることから、イベントの利用調整や新型コロナウイルス感染防止対策についても万全の注意を払った。また、本市の門司港レトロ課やまちづくり関係団体と緊密な連携を図り、各種イベントに会場スタッフとして参加する等、地域振興にも努めた。

【評価の理由】

- ・ガントリークレーンの部品焼損事故は、長期使用制限になりかねなかったが、同社の努力により利用者への影響を最小限に抑えることができた。太刀浦コンテナターミナルは多数の船舶が寄港しているため、クレーンの使用停止が発生すると船会社の利便性が著しく低下する。さらに長期間の使用停止となると北九州港への寄港を止め他港に逃げられる可能性すらあり、それは船会社へ貨物輸送を依頼する背後企業の物流へ悪影響を及ぼすなど地域経済に打撃を与えかねなかった。それを短期間で施設復旧を実現したことで防ぐことができたことは物流拠点都市を標榜する本市としては非常に重要なことであり、高い評価に値する。
- ・第2に、令和5年度から指定管理業務に一部の軽微な工事が追加された。工事案件の把握から工事完了まで、一連の業務を指定管理者自らが円滑に実施できたことは評価に値する。
- ・第3に、指定管理エリアが拡大したことを活かして、除草・剪定の実施額・面積は大幅に増加した。効果的な予算執行（※）は評価に値する。
（※）効果的な予算執行 2－（1）経費の低減等で説明
- ・各種点検回数はこれまで同様であったが、上記3点を考慮し、評価レベルを「4」とする。

(2) 利用者の満足度		15	4	12		
① 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。						
② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。						
③ 利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。						
④ 利用者への情報提供が十分になされたか。						
⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。						
【評価の理由、要因・原因分析】						
○ 小型船係留施設を除く港湾施設の通常使用許可による全施設利用者を対象に、毎年度利用者アンケート調査を実施した。回答結果は以下のとおり。						
(各項目満足度) ※「非常に良い」「良い」と回答した割合 (単位：%)						
	重要項目 (施設の管理運営に特に重要)		その他項目 (施設の管理運営の一般的事項)			
	港湾工事の 利用調整	太刀浦CTの 利用調整	窓口の対応	電話の対応	要望・苦情 の対応	除草・剪定 の状況
【参考・更新前】 R4年度	83	90	100	98	92	76
R5年度	79	81	99	100	88	74
【参考】 令和5年度調査対象：141事業者 [各設問の該当事業者(利用者)の回答を集計]						
アンケート6項目のうち、重要2項目について						
○ 「港湾工事の利用調整」については、評価はやや低下した。港湾工事は市が行うものが多いうえ、また施設の利用制限を伴う場合もあり、100%の満足度を得ることは難しい。そのような中、早期の事前説明による利用調整や代替施設の確保等、利用者ニーズに寄り添った対応に取り組んでいる。						
○ 「太刀浦CTの利用調整」については、評価はやや低下した。これまでと同様に過去の意見等を分析したり、管理者として情報共有のため積極的に利用者会議へ出席したりする等、利用者との関係性構築に努めている。						
その他の施設の管理運営の一般的な4項目について						
○ 「窓口の対応」「電話の対応」については、専門家と共同で電話対応マニュアルやクレーム対応マニュアルを作成し、更に研修を通じて接客サービスの向上や迅速、丁寧なクレーム対応の徹底に努めた。その結果、非常に高い評価を得ている。						
○ 施設利用者からの「要望・苦情への対応」については、必要に応じて現場確認を実施し、業務日誌や補修依頼書の提出により本市へ報告がなされている。 また、歩道の穴など具体的な危険が予測される場合は、簡易バリケード等を設置す						

る等の危険回避措置も実施した。その結果、毎年度非常に高い評価を得ている。

- 「除草・剪定の状況」については、港営課の地区担当者と事前に協議し、市民要望やイベント時期等を勘案して、除草・剪定が最も効果的になるように努めた。

上記のとおり除草面積は大幅に増加し、市民要望にも対応しているが、アンケート結果に変化が見られなかった。これは、アンケート対象者が港運事業者等に限られ、緑地の除草等が評価されづらいことが一因と考えられる。

また、港湾施設に隣接する私有地の管理状況が適切でないなど、指定管理者の努力によらないものの影響が大きいと考えられる。これらの箇所については、粘り強く隣接事業者と協力を求めるなど、指定管理者として適切に取組みがなされている。

- その他サービスの質を維持・向上する取組みとして、当社が管理する門司港レトロ地区にある西海岸可動橋（通称：はね橋）の荒天時等に伴う開閉中止アナウンスについて、日本語だけでなく英語・韓国語・中国語を加えたことで、インバウンド観光客の問い合わせが減少した等、指定管理者として適切に取組みがなされている。

【評価の理由】

- ・満足度が80%未満となった2項目は、指定管理者の努力によらない外的要因の影響が大きいものと考えられる。また、前年度との比較でもほぼ評価は変わらない。利用者の満足度向上に向けた努力は十分に評価できるため、評価レベルを「4」とする。

2 効率性の向上等に関する取組み	4 5		3 4
(1) 経費の低減等	3 5	4	2 8
① 施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。			
② 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。			
③ 経費の効果的・効率的な執行がなされたか。			

【評価の理由、要因・原因分析】

- 令和5年度決算額
指定管理エリア・業務内容が拡大したため、令和4年度決算と単純比較は難しい。個別の経費については、これまで同様に、本指定管理業務が非利用料金制のため、指定管理料のみで運営する必要があるため、常に最小の経費で最大の効果を得ることを念頭に節減に努める取組みが行われた。

指定管理業務仕様書に規定された個別の外注業務については、下記で示す長期的スパンでの経費削減策を導入し、一定の成果を上げている。

(単位：千円)

支出	【参考・更新前】 R4 年度決算	R5 年度決算
人件費	154,527	231,451
光熱水費	96,514	103,175
施設維持管理経費	124,195	205,363
一般管理費	38,455	51,604
消費税	48,233	58,798
計	461,924	650,391

○ 経費削減の取り組み（新規）

今年度から長期的スパンでの経費削減に取り組んでいる。主な取り組みとして、

①除草後のアスファルト化

雑草により道路の見通しが悪くなる中央分離帯等のアスファルト化する取り組み。一時的なコスト増になるが、毎年の除草経費が削減されるため、長期的なコスト削減へとつながっている。

R5年度の実施個所は、太刀浦2号緑地他4箇所（1999m²）で、約624千円/年が長期的スパンで削減される見込みである。

②地域団体との連携

緑地（八幡東田緑地等）の管理について、地域ボランティア団体の自主的な清掃・除草活動を促したことで、以前と比較して約1,945千円/年の経費削減につながっている。

③指定管理エリア拡大による効果的な予算執行

指定管理エリアの拡大に伴い、除草・剪定等の緊急業者決定において契約単価が8.2%減少した。その結果、経費削減効果は約4,518千円/年。その経費を活用して、除草エリアを拡大（試算上2万8800m²を追加）している。

【評価の理由】

- ・経費削減について、指定管理者としての創意工夫がみられる。

「①除草後のアスファルト化」は、長期的な安全対策と経費削減の両方の効果がある。また、長期的視点からコスト削減を考える民間ならではの考え方に基づくもので十分に評価できる。今後も面積を増やすことで、累積的な経費削減効果が見込まれる。

- ・地域団体との連携や管理エリア拡大を活かした効果的な予算執行等の新たな経費削減策を実施し、そこで発生した資金を使って更に除草エリアを拡大する等、施設の運営に還元している点は十分に評価できる。
- ・以上のことから、評価レベルを「4」とする。

(2) 収入の増加

① 収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。	10	3	6
-------------------------------------	----	---	---

【評価の理由、要因・原因分析】

○ 令和5年度港湾施設使用料

港湾施設使用料（調定額）は、毎年度、ほぼ同水準で推移しており、大幅な増加はないものの、グローバルな経済情勢や北九州周辺企業の業績等に左右される。

利用料金制度を採用していないため指定管理者を収入増加面で評価することは難しいが、以下のとおり、新規の施設利用希望者に速やかに対応できるよう、常日頃から未利用となっている港湾施設を把握し、少しでも未利用施設を利活用できるように努める取り組みが行われた。

使用許可の受付にあたっては、希望する埠頭や利用面積、貨物の種類・量、搬入搬出の頻度等の内容をよく確認したうえで、港湾施設の使用に適切な内容か判断し、必要な場合には本市と十分に協議を行って対応した。

港湾施設使用料	【参考・更新前】 R4 年度	R5 年度
調定額（千円）	2,895,125	2,948,511
門司地区	458,586	483,737
田野浦地区	155,561	168,869
太刀浦地区	1,440,028	1,421,611
小倉地区	417,036	417,067
洞海地区	423,914	457,227
調定件数（件）	16,565	16,843
門司地区	3,331	3,937
田野浦地区	1,592	1,642
太刀浦地区	4,795	4,943
小倉地区	3,858	3,343
洞海地区	2,989	2,978

○ 新規利用希望者への取り組み

利用希望者からの相談に対応して、可能な限り港湾施設の使用許可を行った。

緑地の新規利用（ウェディング会場）や荷さばき地、野積場の一時的な駐車場利用（工事車両用、クレーン解体場所）等で、8件、2,096千円の増加

○ 未許可使用者への指導及び料金徴収

荷さばき地、野積場等で未許可使用に対して、継続的に指導を行なった。

使用許可の申告面積が過少であった企業に対して是正申告させた、無断駐車場を行っていた企業に対して、使用申請を提出させた等で、9件、7,022千円の増加

【評価の理由】

- ・施設の利用状況の把握及び未利用施設の利活用に日頃から努めて、具体的な収入増加に向けた対策も立てられている。
- ・令和5年度実績は17件9,118千円（これまでは把握なし）
十分に評価できるものの、増加した収入を施設の運営に還元できる仕組みではないため、評価レベルを「3」とする。

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み	20		14
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況			
① 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であったか。	10	4	8
② 職員の資質・能力向上を図る取り組みがなされたか（管理コストの水準、研修内容など）。			
③ 地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。			
【評価の理由、要因・原因分析】			
○ 事業統括部長を管理責任者として、必要最小限の人員で業務を実施した。現場責任者（クレーン管理事務所長、門司事務所長、太刀浦事務所長）には、ベテランの固有職員を配置し、円滑で適正な業務を実施した。			
○ 職員研修については、全職員を対象に接客サービスの向上や積極的なクレーム対応を目的として実施した。また、管理運営担当の職員については、採用時に専門研修を実施している。 管理運営に関する事務処理の疑問点等については、適宜現場責任者を集めて開催する所属長会議において議論し、必要な場合には本市に確認してその解決を目指し、その結果については、各職場において現場責任者から伝達研修を実施した。			
○ クレーン管理事務所等の職員については、コンテナターミナルで重要な役割を担うガントリークレーンが安定的に稼働できるよう、クレーン運転士免許や玉掛技能講習等の資格について、平成30年度からの指定管理開始以降、令和4年度までに88名の職員に対し、資格取得の支援を行った。 具体的には、受講料等資格取得にかかる経費全額を指定管理者が負担することにより、職員の金銭的負担の軽減を図っている。 (令和5年度実績14名) 甲種防火管理者資格取得講習 2名 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 1名 高所作業車運転技能講習 1名			

小型移動式クレーン運転技能講習 1名
 刈払機取扱者特別教育 2名
 乙種第4類危険物取扱者 1名
 非破壊検査技術者資格試験 1名
 フォークリフト運転業務従事者安全教育 1名
 粉じん作業特別教育講習 4名

○ 太刀浦コンテナターミナルについては、バース会議やオペレーション会議に出席し、必要な情報の提供や入手によって、荷役会社や海事・港湾関係団体との連携強化に努めた。また、ガントリークレーンの休止調整等については、施設利用者と綿密な情報共有を図って円滑で効率的な運営を実施した。

業界団体との連携として、関門港運協会が主催するイベント等への参加、「洞海港の明日を考える会」の立ち上げに参加し、業界関係者との交流関係を強化した。

○ 門司港レトロ倶楽部や門司を美しくする会に入会し、門司港レトロ地区のイルミネーション点灯式やキャンドルナイト撤収作業に参加し、地域活動に貢献した。

○ 新門司地区のフェリーターミナル及び周辺臨港道路では、例年、夏（7～8月）と冬（12月）に実施される海の玄関口クリーンアップ作戦に参加し、新門司地区の住民や事業者と協働して清掃活動を実施した。

【評価の理由】

・職員研修を通じて、日ごろから職員の接客サービスやクレーム対応能力の向上を図っていることが、接遇面におけるアンケート結果での高評価につながっていると考え、評価レベルを「4」とする。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が適切に実施されているか。	10	3	6
② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。			
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われていたか。			
④ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支の内容に不適切な点はないか。			
⑤ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。			
⑥ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。			
⑦ 事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。			

[評価の理由、要因・原因分析]

- 個人情報保護
個人情報保護方針及び同規程に基づき、施設利用者の個人情報保護を徹底した。
業務において取り扱う個人情報に係る個人情報保護方針、特定個人情報保護方針等を定め、社内で徹底を図るとともに、HP上でプライバシーポリシーを公開した。
各事務所で取り扱う小型船係留施設契約者等の個人情報について、施錠が可能なキャビネットに保管し、鍵を所属長が管理する等、漏洩リスクのない体制を整備した。
- 運営協議の場の開催
令和5年度から本社職員と各事務所（所長）、市担当者が一堂に会する運営協議の場を月1回開催。各事務所で判断が難しいケースを持ち寄り、市担当と埠頭職員が協議し、統一した解決策（見解）を導くようにした。
（協議例）
 - ・ガントリークレーンの雷対策
 - ・放置車両への対応
 - ・小型船係留施設の運営（確認書の見直し、名義変更回数、次年度募集計画等）
- 職員研修
港湾施設の管理運営に関する職員研修を充実するとともに、施設利用に関する手続きのルール化を図ることにより、公平・公正な港湾施設の利用に努めた。
職員に対する安全指導や教育を徹底し、日常業務である巡回や点検において問題箇所を早期に発見することによって、被害拡大の未然防止に努めた。
また、事故発生時など緊急時の対応についても、マニュアルを作成して迅速かつ適切な事務処理が実施できるよう取り組んでいる。
- 市有建築物の緊急点検
市有建築物等での事故（落下物など）が発生した際に、全施設の緊急点検の指示に対して、直ちに建物点検を行い、結果報告を受けた。
- 安全対策
ガントリークレーン運転士等を対象とした安全運転講習会（3年毎開催）やガントリークレーンの逸走防止講習会（毎年開催）を実施し、安全対策に努めている。
太刀浦第1コンテナターミナル管理棟については、消防法に基づく防火管理者の選任が必要なため、現場責任者を防火管理者に選任した。また、管理事務所の入居者と協力して自衛消防隊や避難誘導班等を編成し、組織的な消防訓練を実施した。
災害発生時は、市の地域防災計画に準じて作成した危機管理計画に基づき対応を行う。なお、危機管理計画については、市と協議して動員計画の見直しを実施した。
- 収支の適正化
毎月の業務報告書の内容や施設の管理運営に係る収支の内容は適切であった。
- 緊急災害時の対応
令和5年8月10日の台風6号接近及び通過後の対応として、危機管理計画に基づき、全施設の点検実施、状況報告を受けた。
梅雨時期などの大雨の後には、施設の側溝の状況を緊急に巡回点検し、冠水した施設

がないか確認を行い、状況報告を受けた。

【評価の理由】

- ・個人情報保護、平等利用、安全対策等の評価項目はいずれも適切な対応が行われていることから、評価レベルを「3」とする。

【総合評価】

合計得点	76	評価ランク	B
------	----	-------	---

[評価の理由]

北九州埠頭株式会社は、昭和55年から北九州市港湾施設管理運営業務（港湾事務所の運営補助）、昭和60年から北九州市港湾施設性能維持外業務（ガントリークレーン等）を受託。そして、平成30年度の門司地区に始まり令和5年度からは北九州港全体（小倉・洞海地区を追加、一部を除く）にエリアを拡大し、指定管理者として港湾施設の管理運営業務を担っている。

同社では、年間1万6000件超の使用申請への対応、日常点検による不具合箇所の早期発見に努めるとともに、施設の不具合に関する利用者の要望・苦情への対応を行っており、施設利用者と信頼関係を構築し港湾施設の管理運営に欠かせない存在となっている。特に、ガントリークレーンのメンテナンスにおいてはメーカーからも信頼される技術力を保有するなど、各種技能免許の有資格者を育成し、施設の不具合に即応できる体制づくりを行っている。

今回、特に評価が高かったのは次の点である。

- ガントリークレーンの部品焼損事故では、通常であれば長期間クレーンが使用できない状況だったが、同社の努力により1か月という短期間で仮復旧できたことで利用者への影響が最小限に抑えることができた。これは、単に船会社が寄港できなくなるだけでなく、背後圏の企業の物流へ悪影響を及ぼすなど地域経済に打撃を与えかねなかったもの。
- 市民等から要望が多い除草関係の取組では、指定管理者としての創意工夫がみられ、スケールメリットにより発注単価を下げ、その分を原資に除草対象面積を拡大することにつながっている。また、道路における「除草後のアスファルト化」は、長期的な安全対策と経費削減の両方の効果があり長期的視点からコスト削減につながっている。

以上のことから、北九州港港湾施設の維持管理及び運営における要求水準を上回り、優れた管理運営が行われていると評価する。

[今後の対応]

引き続き、指定管理者として培ってきた事故時の即応力や創意工夫によるコスト削減と効率的な予算の執行等を通じて、施設の更なる安全性・利便性の向上を目指して、港湾施設の適切な管理運営に取り組んでもらいたい。

[北九州市指定管理の評価に関する検討会議における意見]

適正に評価されている。

今後も、市と指定管理者と協働で、市民サービスのより良い向上に向けて連携していただきたい。

【評価レベル】

評価レベル	乗率		評価レベルの考え方
5	100%	良	要求水準を大幅に上回り、特に優れた管理運営がなされている
4	80%		要求水準を上回り、優れた管理運営がなされている
3	60%	普	要求水準を満たしており、適正に管理運営がなされている
2	40%		要求水準を下回る管理運営がなされている
1	20%		要求水準を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【総合評価】

- A：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上)
- B：総合評価の結果、やや優れていると認められる
(合計得点が70点以上80点未満)
- C：総合評価の結果、適正であると認められる
(合計得点が60点以上70点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が50点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が50点未満)